

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第38号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条区民部の款市民窓口課の項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を削り、第19号を第17号とする。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)